

上富良野町公告第25号

令和7年3月31日付け上富良野町公告第11号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに上富良野町に意見書を提出することができる。

令和8年6月1日

上富良野町長 齊藤 繁

1 縦覧期間

自 令和8年6月2日

至 令和8年6月15日

2 縦覧場所

上富良野町農業振興課 上富良野町栄町2丁目2番45号
(ふらの農協北エリア上富良野事務所内)

3 縦覧時間

土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出方法等

- (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
- (2) 意見書の提出期限は、令和8年6月15日とする。
- (3) 意見書（任意様式）により上富良野町役場農業振興課に直接持参、郵送等にて提出してください。
- (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は、執務時間内とします。
- (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

(1) 上富良野町地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業経営基盤強化促進計画は、令和7年3月31日に策定されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画における知己計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

①地域計画区域からの除外

No.	地域計画区域から除外する土地	除外理由
1	上富良野町 1056 番 1	隣接する事業者の事業拡大に伴い、社員駐車場、大型車輛、資材置場となる土地のため、地域計画の区域からの除外